

(件名) 悪徳商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める陳情書

(陳情の趣旨)

消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」(以下、検討委員会)において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表されました。

特に、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL(株)など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決をはかることが容易ではなく深刻な事態です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法(ネガティブオプション)についても社会問題となりました。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要です。

鹿児島県議会におかれましては、消費者被害をなくすため、地方自治法第99条に基づき、以下の項目について国に対して意見書をあげていただくよう陳情いたします。

記

【陳情項目】

1. 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、令和3年(2021年)の通常国会で改正することを求めます。
2. 詐欺的な定期購入商法や送り付け商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び、法執行強化を図ることを求めます。
3. 送り付け商法については、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずることを求めます。

以上

(添付書類省略)